

井原市第2次一般廃棄物処理基本計画

概要版

●計画策定の趣旨とねらい

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に義務付けされた計画で、一般廃棄物等の現状を把握・分析したうえで、長期的・総合的な視点に立ち、井原市が適正な処理を行っていくため、今後の目標や市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の形成に資する取組などについての基本方針を示すものです。

「井原市一般廃棄物処理基本計画」(以下「第1次計画」という。)は、平成29年度で計画期間が満了することから、見直しをし、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とする「井原市第2次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

●第1次計画のごみ処理目標と進捗状況

第1次計画では、目標年度を平成 29 年度としてごみ排出量の削減とリサイクルについて目標値を定めています。

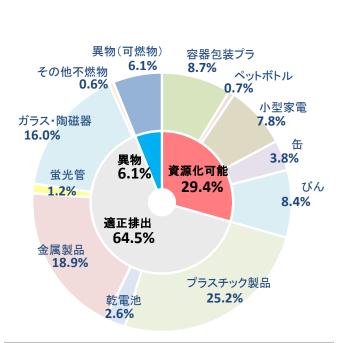
平成 28 年度実績からすると、ごみ削減目標は概ね目標どおりですが、リサイクル率の目標達成は非常に厳しい状況です。

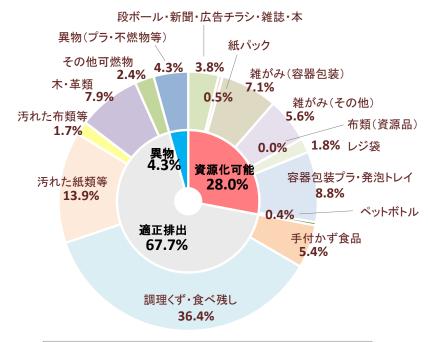
項目	策定時 (H19 実績)	現状 (H28 実績)	第1次計画 目標値(H29)
排出量【g/人・日】 (1人1日排出量)	854	794	800
リサイクル率【%】	19.8	22.8	28.0
最終処分量【 t /年】	2,342	612	(設定なし)

●ごみの排出状況(収集ごみの組成調査結果)

平成 29 年度に収集ごみの調査をした結果では、燃やすごみ、燃やさないごみには資源ごみに出すべき ものが約 30%含まれていました。

また、燃やすごみには削減可能なごみのうち「生ごみ」が多く排出されおり、手付かずのまま捨てられた食品は約5%含まれていました。





収集燃やさないごみの組成

収集燃やすごみの組成

●ごみ処理の課題

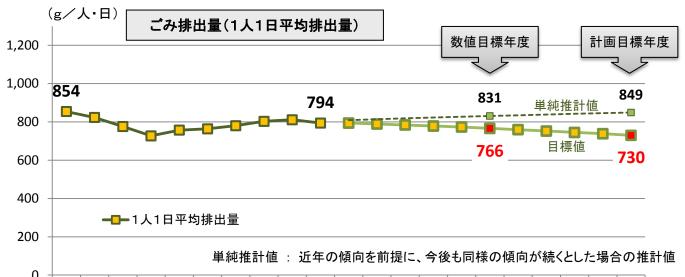
ごみ処理の現状や社会情勢を踏まえ、ごみ処理の課題・問題点を以下のとおり抽出しました。

分別意識・減量意識	燃やすごみ、燃やさないごみには、手付かず食品や資源ごみが排出されており、
の向上と実践	ごみ減量やリサイクル率向上に向け、市民の減量・分別意識の向上が必要です。
ごみ排出方法の	地域によってごみの収集頻度や分別・排出方法が異なっており、ごみ処理の広域
市内統一	化に合わせて、ごみ排出方法等についても統一を図っていくことが必要です。
水銀対策	近年の国際的な環境・廃棄物情勢を背景に、日本でも水銀の規制が行われます。
(新たな法制度対応)	これを受け、市町村においても水銀を含むごみの適正回収の実施が必要です。

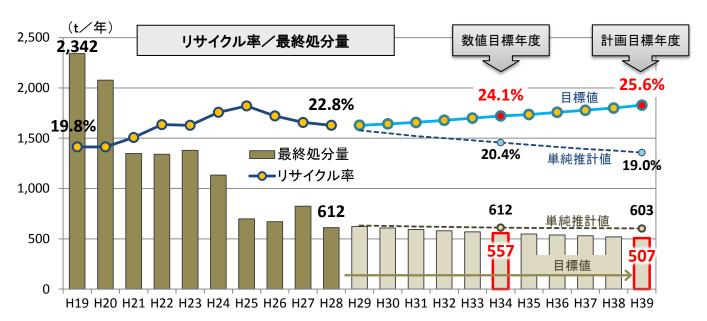
●ごみの将来見込みと目標値

1人当たりのごみ排出量は近年増加傾向にありますが、可燃ごみの減量推進(生ごみ減量、事業ごみ削減推進等)などにより、平成39年度までに現状から約1割減の730g/人・日とすることを目標とします。

また、可燃ごみに排出されている資源ごみを分別徹底することでリサイクル率 25.6%を目標とし、最終処分量についても 507t を目標とします。



H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36 H37 H38 H39



●ごみ処理の目標達成に向けた施策

基本目標

豊かな自然を守り、持続可能な社会に

基本方針

3Rの推進

ごみの発生量・排出量を削減し、 再生利用量を増やし、処分量の減 量を図るため、3R運動を推進し ます。

環境教育の推進

市民自ら積極的にごみ問題に取り 組むよう、環境に対する市民の意 識向上を図るための環境教育を推 進します。

適正処理の推進

ごみ処理による環境負荷をできる だけ低減し、災害廃棄物や在宅医 療廃棄物など特殊なごみについて も処理体制の構築を図るなど、適 正なごみ処理を推進します。

主要な施策

◆生ごみ減量化の推進

○計画的な食品購入 ○消費期限·賞味期限の正しい理解 ○エコクッキングの実践

- 〇生ごみの水切り
- ◆生ごみ堆肥化処理の推進
- 〇生ごみ減量化推進補助金

◆地域における環境教育の推進

- ○夏休み子どもエコ教室 ○ごみ処理施設見学
- 〇出前講座
- 〇広報ビデオ貸し出し 〇パンフレット配布

また、環境問題の理解する人材と して育成した「環境マイスター」 の活動の場を広げ、市民主体の教 育も推進します。

◆ごみ処理の広域化

燃やすごみ処理施設・最終処分場の 広域整備(1つの施設への集約化) を目指し、関係市町間で調整・連携 を図ります。

◆災害廃棄物対策

災害発生時には、地域防災計画に基づきごみの処理体制を構築します。 また、災害廃棄物処理計画の策定を 進めます。

◆資源ごみ分別徹底の推進

燃やすごみ、燃やさないごみに含まれている汚れたままのごみ (缶・びん・容器包装プラ)の洗 浄及び分別排出を推進し、資源ご みの分別徹底を啓発します。

◆事業者との協議会の設置

レジ袋対策や食品ロス削減などの 取組に対して、事業者と相互協力 しながら実施していくために、事 業者との協議会を設置します。

◆資源化対象品目の拡大検討

ごみとして排出されているものの中から資源化が可能な品目について、コストバランスを考慮した上で、資源化対象とすることを検討します。

◆多量排出事業者へ減量化の 推進、啓発

事業系ごみの排出者処理責任の原 則に基づき、多量排出事業者にご み減量化を呼びかけます。

◆在宅医療廃棄物対策

在宅医療の進展に伴う一般家庭での 医療廃棄物について、鋭利、感染性 のある危険なごみも含まれることか ら、医療機関等と連携して安全排 出・適正処理を推進します。

◆水銀使用製品適正排出の推進

国際的動向を背景に実施される水銀 規制に対応し、家庭での主要な水銀 使用製品の適正排出を促し、適正回 収を図ります。

●生活排水の処理計画

●生活排水処理の課題

生活排水処理の推進	市内の水環境の保全に努めるとともに、水質汚濁の一因となっている生活 排水をより一層適正に処理していく必要があります。
公共下水道への接続 及び合併処理浄化槽 への転換	公共下水道区域内では未接続世帯に対し速やかに接続を促す必要があります。また、公共下水道区域外のくみ取りトイレや単独処理浄化槽を設置している世帯等に対し、合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。
し尿収集量への対応	今後、し尿及び浄化槽汚泥の量が減少し、収集運搬の非効率化が予想される ため、状況により収集運搬体制の見直し等が必要です。
処理施設の安定稼働 の維持	し尿及び浄化槽汚泥の処理施設は、老朽化や処理対象物の量・質の変化に対 応しながら安定稼働を続けるため、適正な維持管理を行う必要があります。

●生活排水処理の目標値

	平成 28 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
	【現状】	【数値目標年度】	【計画目標年度】
生活排水処理率	61.6%	83.8%	89.5%

※生活排水処理率:行政区域内人口に対する公共下水道及び合併処理浄化槽利用者の割合

●生活排水処理の目標達成に向けた施策

基本目標

よどみない清かな流れを次世代に

公共下水道・合併処理 浄化槽の整備普及

公共下水道区域内では整備促進を図り、早期の接続を促します。公 共下水道区域外では、合併処理浄化槽の普及を推進します。

基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の 適正処理の推進 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のため、中間処理施設の運営管理へ の協力や収集運搬体制の維持に努めます。

水環境保全・生活排水 対策の普及啓発 家庭でできる水環境保全や生活排水の水質汚濁物質発生源対策について、 市民が自ら積極的に取り組むよう、意識向上と具体的な取組方法の普及を 図ります。

▲ 生活排水の適正処理に関する施策

- 水に優しい家庭生活の推進
- 公共下水道への接続・合併処理浄化槽設置の推進
- 浄化槽の適正管理推進

│■ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関する施策

排出抑制 浄化槽清掃の適正化

再資源化 脱水汚泥の利活用

適正処理その他

災害廃棄物処理との他諸計画との整合